

年金生活者支援給付制度

年金生活者支援給付金は、
公的年金やその他の所得額が一定基準額以下の、
年金受給者の生活を支援するために、
年金に上乗せして支給される制度です。

老齢基礎年金を 受給している人

次の全ての要件に該当する人
が対象です。

〈支給要件〉

- 65歳以上の人
- 請求する人の世帯全員の市民
税が非課税
- 前年の年金収入額とその他の
所得額の合計が、約88万円



障害基礎年金・遺族基礎 年金を受給している人

〈支給要件〉

- 前年の所得額が約462万円
以下の人

手紙が届いたら 早めの手続きを

新たに年金生活者支援給付金
の受け取り対象になる人には、
日本年金機構から、10月中旬以
降に手紙が届きます。同封の年
金生活者支援給付金請求書に記
入して、郵送してください。
初めて年金を受給する人は、
年金の請求手続きと、年金生活
者支援給付金の請求手続きを併
せて行うことができます。佐原

不審な電話や案内に 注意しましょう

日本年金機構や厚生労働省が
電話で家族構成、金融機関の口
座番号や暗証番号を問い合わせ
たり、手数料などの金銭を求め
たりすることはありません。

問い合わせ先
ねんきんダイヤル
☎ 0570・051165

年金事務所か市保険年金課で手
続きしてください。
令和3年2月1日までに請求
手続きが完了すると、令和2年
8月分にさかのぼって給付金を
受け取ることができます。

忘れずに受診を

令和3年度

新入学児童の健康診断

来年4月に小学校へ入学する児童の健康診断などを、別
表の日程で実施します。健診には保護者または代理の人が
付き添ってください。

対象児童／平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
の人

※対象児童の保護者に案内が届いています。届いていない
人や、記載の住所・氏名に誤りがあった場合は、学校教
育課に連絡してください。やむを得ない理由で受診でき
ない場合は相談してください。

問い合わせ先

学校教育課学務班(☎55-5724)

【別表】健康診断日程表

学校名	日 程	受付時間
中央小	10月 9日(金)	午後0時50分～1時10分
琴田小	10月21日(水)	午後1時～1時20分
干潟小	10月 2日(金)	午後1時～1時20分
富浦小	10月19日(月)	午後1時～1時15分
矢指小	10月22日(木)	午後1時～1時15分
共和小	10月 6日(火)	午後0時50分～1時10分
豊畑小	10月 1日(木)	午後1時～1時15分
鶴巻小 滝郷小	10月12日(月) ※鶴巻小で合同開催	午後1時～1時15分
嚶鳴小	10月13日(火)	午後0時55分～1時15分
三川小	10月 7日(水)	午後1時～1時15分
飯岡小	10月14日(水)	午後1時～1時20分
中和小 萬歳小	10月 5日(月) ※中和小で合同開催	午後1時～1時15分
古城小	10月 6日(火)	午後1時～1時15分